

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

第 3 章 官職の基準

第 6 節 分限、懲戒及び保障

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第 7 4 条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

2 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（懲戒の場合）

第 8 2 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令及び同条第 4 項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 （略）

（懲戒の効果）

第 8 3 条 停職の期間は、1 年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

2 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第 9 2 条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。

（懲戒権者）

第 8 4 条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

2 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。